

長浜市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、余呉駅公衆電話使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名 称 公益社団法人長浜観光協会 会長 前川 和彦
所在地 滋賀県長浜市北船町3番24号

2 指定をした日

令和7年4月1日

3 委託をした日

令和7年4月1日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 委託した公金事務に係る歳入の種類

余呉駅公衆電話使用料

6 徴収の方法

現金による